

大型非定常ループ実験棟

IRWST タンク等の撤去作業

仕様書

## 1. 件名

大型非定常ループ実験棟 IRWST タンク等の撤去作業

## 2. 概要

本仕様書は、大型非定常ループ実験棟に設置された IRWST タンク等の撤去作業を行う。

## 3. 作業実施場所

茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 大型非定常ループ実験棟

## 4. 納期

令和9年2月26日(金)

## 5. 対象機器

IRWST タンク 寸法(φ2586mm×10072mm)

IRWST タンクの架台 一式

## 6. 作業内容

- (1) 敷き鉄板等で作業場所を養生する。
- (2) IRWSTタンク上部配管の撤去および閉止作業を行う。
- (3) IRWSTタンクの撤去を行う。
- (4) IRWSTタンクの架台の撤去を行う。
- (5) 作業にあたり高所作業となる場所は、足場を設置すること。

大型重機等を使用する際は、当機構の規則および道路交通法に則って、必要な手続きを行うこと。

## 7. 検査

・外観検査

IRWST タンクおよび架台の撤去状況を目視にて検査する。

## 8. 支給品及び貸与品

### 8.1 支給品

・なし

### 8.2 貸与品

本作業の実施にあたり、JAEA から以下のものを受注者に無償貸与する。

- (1) 大型非定常試験装置の完成図書類:一式

(2) 作業事務所スペース(会議室), トイレ, 資材置き場

9. 提出書類

(1) 総括責任者届	契約締結後速やかに	1 部
(2) 作業工程表	契約締結後速やかに	1 部(要確認)
(3) 作業要領書(作業手順書)	契約締結後速やかに	1 部(要確認)
(4) 従事者名簿	契約締結後速やかに	1 部
(5) 作業員の経験・知識	契約締結後速やかに	1 部
(6) リスクアセスメント	契約締結後速やかに	1 部
(7) 作業報告書	作業終了後速やかに	1 部(要確認)
(8) 作業日報	作業日翌日	1 部
(9) 作業写真	作業終了後速やかに	1 部
(10) その他当所で指定するもの (提出媒体)	随 時	必要部数

(1)～(6)は電子媒体での提出を可とする。

(提出場所)

安全研究センター 熱水力安全研究グループ

10. 検収条件

作業完了後の検査の合格および提出書類の完納を以って検収とする。

11. 適用法規・規程等

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 原子力科学研究所 工事・作業の安全管理基準
- (3) その他の関連法令及び規格

12. 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (4) 受注者は、現地における作業管理規定(安全管理を含む)を定め、工事期間中の事故災害の防止に努めること。また、官庁等が行う性能検査に立会うものとする。
- (5) 本作業については、当機構とあらかじめ協議し指示する作業中の写真撮影を行うこと。

- (6) 本作業に起因する故障等が発生した場合は、受注者の責任において無償で修理すること。
- (7) 当機構への出入りは、定められた諸手続きを行うとともに、諸規程を遵守すること。
- (8) 受注者は、当原子力科学研究所に認定された現場責任者を置くこと。

### 13. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令する者(以下「総括責任者」という。)およびその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する原子力機構との連絡及び調整
- (3) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項。

### 14. 検査員及び監督員

検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長

監督員

- (1) 作業全般 安全研究センター 熱水力安全研究グループ 作業責任者等認定者

### 15. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以上